# 公益社団法人三沢市シルバー人材センター役員報酬及び役員等費用弁償に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人三沢市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員の報酬及び役員等の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役員の報酬）

第２条　理事長の報酬の額は、月額50,000円を上限とし支給方法については、理事会において定める。

２　その他役員には、報酬は支給しない。

（役員等の範囲）

第３条　費用弁償を支給する役員等の範囲は、定款第２２条第１項に定める役員（理事長及び事務局長を兼務する常務理事を除く。）のほか、理事長が指定する職にある者とする。

（費用弁償等）

第４条　費用弁償の額は、別表による額とする。

２　役員等が、センターの業務の必要により出張する場合は、公益社団法人三沢市シルバー人材センター旅費規程（以下「旅費規程」という。）を準用して旅費を支給する。この場合、旅費規程第５条中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料」とあるのは「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料」と読み替えるものとする。

３　前項の規定により役員等の旅費を計算する場合の区分は、理事長の職にある者の例による。

（その他）

第５条　役員報酬及び役員等費用弁償に関する規程第２条１項の規定により、理事長に支給する報酬の額及び支給方法は次のとおりとする。

ア．報酬額　　月額５０，０００円（費用弁償含む）

イ．支給日　　毎月２１日（銀行振込）

ウ．勤務日数　　月４日以上、週１日以上

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年５月１１日から施行する。

附　則（令和元年１１月１１日）

１　この規程は、令和元年１２月１日から施行する。

２　改正後の公益社団法人三沢市シルバー人材センター役員報酬及び役員等費用弁償に関する規程の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

| 区　　分 | 費　用　弁　償 |
|---|---|
| 定款に定める役員 | 日額４，０００円 |
| 指定する職にある者 | 日額２，２００円 |